

## 伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）整備に係る

### 実施設計業務 公募型プロポーザル実施要項

#### 1 事業の目的について

伊勢遺跡は弥生時代から古墳時代への移行期（紀元1世紀末から2世紀末）に発達する遺跡であり、我が国の形成過程を考える上で、重要な位置を占める遺跡である。

現状で確認できている遺構の状況から、伊勢遺跡は弥生時代後期前半に出現し、弥生時代後期中葉までには、柵で四角く囲まれた中に大型建物群を計画的に配置した方形区画と呼ぶ特殊な空間が形成され、それに接して楼観が建設され、楼観を中心に方形区画を取り囲むように、規格性の高い棟持柱をもつ大型建物群が円周状に建設されている。また、棟持柱を持つ大型建物に接しては、王の居所と考えられる床面積 185 m<sup>2</sup>を測る大型竪穴建物がつくられていることが判明している。このように伊勢遺跡は一般的な集落遺跡ではなく、弥生時代後期に形成されたクニの、政治・祭祀を集中して執り行う施設群と考えられる。クニの中心部の構造がわかる国内でも唯一の遺跡であるとともに、弥生時代から古墳時代、ムラからクニへと地域的統合が進むなか、地域的な政治権力の成熟度を示しており、倭国の形成過程においても、重要な役割を担った遺跡として全国でも唯一の遺跡と評価されている。

市内には弥生時代から古墳時代にかけての遺跡群（服部遺跡、下之郷遺跡、下長遺跡他）が所在し、守山市の遺跡群が全国的に見ても、すばらしい内容をもつことから、弥生時代から古墳時代へ変化する中で、伊勢遺跡の歴史的な意義や時代背景などがわかる展示解説を行う。

本事業では、このような伊勢遺跡が持つ本質的価値を確実に保存し、次世代に伝え継承することが最も大切な使命である。この価値を最大限活かすため、様々な手法を用いて遺跡を顕在化させ、往時の姿が体感でき、地域の歴史・日本の歴史学習の場となる史跡整備を目指す。

伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）の整備は、遺跡を確実に保存・継承し、歴史学習の拠点・情報発信の場とするとともに、歴史や文化財に関心をもつ来訪者だけではなく、関心のない一般の市民の方も新たに遺跡に興味を持っていただけるよう、立ち寄り易い交流スペースを持つ施設とし、加えて地域の交流拠点となる施設として整備する。整備にあたっては、良好な景観と周辺環境に配慮し、景観的にも違和感のない施設を目指す。

#### 2 プロポーザル方式の種別および採用理由について

伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）の整備については、敷地全体が文化財保護法第189条に基づき史跡指定（平成24年1月24日 文部科学省令告示第4号、平成25年10月17日 文部科学省令第42号）を受けており、土地の現状変更について厳しく

制限されていることから、各施設の建設にあたっては遺跡を確実に保存する必要がある。

また、地下に埋蔵されている遺跡を視覚的に顕在化する必要があり、遺構展示の手法や映像等による再現を図り、来訪者に遺跡の特徴を体感していただけるよう整備する必要がある。さらに、地域と連携しひとづくりを実現するため、交流をはぐくむ活動の拠点となるよう、今後の整備計画を踏まえ史跡公園全体を見据え、整備を行っていく必要がある。また、史跡地は住宅街に囲まれた中にあり、施設の整備にあたっては、景観も含め周辺生活環境に十分に配慮しなければならない。また、弥生時代から古墳時代にかけての市内の遺跡群の中で伊勢遺跡を位置付け、市内及び周辺地域の遺跡群との係わりが感じられるよう展示を行わなければならない。さらには、遺跡への関心度にかかわらず、様々な人が訪れる場とする必要がある。

こうしたことから、当該業務の実施にあたっては、柔軟な発想や高い技術力が必要となるため、多くの参加者から本市が求める整備コンセプトを実現する方策、設計手法に係る技術提案を求め、最も適切な設計者を選定するため公募型プロポーザル方式を採用する。

### 3 業務概要について

#### (1) 業務の概要

##### ア 業務名

伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）整備に係る実施設計等業務

##### イ 業務内容

史跡伊勢遺跡の整備コンセプトである、「史跡を確実に保存・活用し、未来へ継承していく」、「地域との連携とひとづくり」、「良好な景観と環境整備」、「広域の文化資源との連携」、「調査・研究の継続と情報発信」を実現するため、活動拠点の整備に必要な下記の実実施設計等業務。

[委託する設計業務等]

##### (ア) 実施設計業務

伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）整備に係る建築、電気設備、機械設備

##### (イ) 展示に係る計画及び実施設計

映像（AR・VR・MR）展示、強化ガラス床遺構展示、遺構平面表示、展示ケース、写真パネル展示、遺跡全体模型の展示、床面展示（航空写真）

（展示計画については別添展示計画書を参照すること。なお、映像コンテンツの作成は別途実施設計を予定しているため、本業務には含まない。また、展示遺物・写真資料、模型展示物等の制作は本業務には含まない。）

##### (ウ) 方形区画内の外構設計（柵を含む方形区画内）

柵により方形に区画された範囲内のカラー舗装、柵の復元、大型建物 SB-3

の遺構表示。

(エ) 史跡公園全体の導線計画

A地区からB地区、C地区へ至る効果的な誘導動線を再検討し、遺構展示施設の役割を明確化する。史跡公園全体の要素の再配置を可とする。

ウ 業務条件

(ア) 伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）整備の予定工事費については、今後の社会情勢により変動する可能性があるが、現時点における概算金額（消費税および地方消費税額を含む）は以下のとおりである。

- ・遺構展示施設・管理棟、展望施設 約3億2千万円
- ・屋外外構（方形区画内） 約1.5千万円

なお、当該施設に求められるコンセプトや機能を維持しつつ、可能な限り工事費の縮減を図ること。

(イ) 伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）の整備については、平成31年3月に策定した史跡伊勢遺跡整備基本設計書の基本方針に基づき、各施設の実施設計を行うこと。実施設計にあたっては、伊勢遺跡基本設計書を参照すること。なお方形区画内の建物SB-1・SB-2・SB-3の位置および遺構展示施設の北側と西側の壁面に一致する柵の位置、SB-10（楼観）の位置については、位置を変えることはできない。その他の展示空間の提案や映像展示等の手法・配置については、遺跡の理解を深めるために必要な提案を行うこと。遺構展示施設・管理棟、展望施設についても、遺跡を見せる施設としてふさわしいデザインを提案すること。

(ウ) 業務にあたっては、整備コンセプトを実現するために、施設の構成・面積表を再検討すること。（別添の伊勢遺跡基本設計書参照）

(エ) 恒久的な遺跡の保存・継承のため、各施設の建設により遺跡を傷めない基礎構造を提案すること。

(オ) 良好な景観を創造し、周辺環境のなかで景観的にも違和感のない施設とするための方策を提案すること。

(カ) 地域との連携とひとづくりを実現するため、交流をはぐくむ活動拠点となる活用計画を提案すること。

(キ) 遺構展示施設として、地下遺構を保存しつつ積極的に活用していくための効果的な展示手法を提案すること。

(ク) 伊勢遺跡の特徴である大型建物群を視覚的に体感できるよう、映像（AR・VR・MR）による効果的な展示手法と映像機器の設置を提案すること。（映像手法については、文化庁文化財部伝統文化課が作成した「文化財の観光活用に向けたVR等の制作・運用ガイドライン（平成29年度版）」平成30年2月刊を参照すること。）

(ケ) 各施設の建設にあたっては、下記の国庫補助金の交付を受ける予定である。

・歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業補助金

(コ) ユニバーサルデザイン、バリアフリー化を考慮すること。

(ク) その他、当該業務に必要な事項は市と協議の上行うこと。

エ 履行期間 契約締結日から令和3年3月30日まで

オ 履行場所 守山市伊勢町地先他

カ 業務委託料は、28,274,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

## (2) スケジュール

ア 伊勢遺跡および市内遺跡概要説明会 令和2年8月12日（水曜日）

イ 参加表明書等の提出期限 令和2年8月27日（木曜日）

ウ 第1次審査 令和2年9月1日（火曜日）

エ 参加資格結果通知（技術提案書等の提出要請） 令和2年9月2日（水曜日）

オ 技術提案書等の提出期限 令和2年9月25日（金曜日）

カ 第2次審査 令和2年10月6日（火曜日）

キ 審査結果通知（契約予定者の特定） 令和2年10月13日（火曜日）

## (3) 発注者 守山市長 宮本 和宏

## (4) 事務局

守山市教育委員会事務局文化財保護課

住所：〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話番号：077-582-1156

ファックス番号：077-582-9441

メールアドレス：bunnkazai@city.moriyama.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.moriyama.lg.jp>

## 4 参加資格要件

以下の(1)に掲げる資格を満たしている単体企業または(2)に掲げる資格を満たしている共同企業体であること。

なお、資格要件の審査基準日は本業務の実施にかかる公告をした日の前日とする。

### (1) 単体企業の場合

次に示すすべての要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

ウ 国税、都道府県税および市税等の滞納者でないこと。

エ 本手続における提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載しなかった者でないこと。

オ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 役員等(本プロポーザルに参加しようとする法人の役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

(イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者。

キ 平成22年4月1日から令和2年7月31日までに契約履行が完了した、同種の業務を元請(共同企業体の場合は代表構成員であるものに限る。)として受注した実績があること。なお、参加資格要件における同種の業務は次のとおりとする。

### ＜同種業務＞

博物館、文化財の展示や収蔵等にかかる施設、遺跡ガイダンス施設、図書館や美術館などの文化施設の新築、増築または改築の実施設業務（ただし基本設計業務および設計意図伝達の業務を除く。また、増築・改築の場合は、展示室・図書室など主要用途部分にかかるものに限る）。但し、守山市内に4-(1)-カの登録を受けた事務所を置く者は、国または地方公共団体が発注した公共施設（用途を問わない）の実施設業務の実績に変えることができる。

#### ク 配置予定技術者に関する要件

- (ア) 管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者を各1名（なお管理技術者と意匠担当主任技術者および電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者は兼務を可とする。）を配置すること。なお、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者は協力事務所に所属する者を配置することができる。
- (イ) 管理技術者および構造担当主任技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。
- (ウ) 電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士または建築士法施行規則第17条の18に規定する建築設備士であること。
- (エ) 契約締結時に(ア)に掲げる技術者の一覧を提出すること。

#### (2) 共同企業体の場合

##### ア 共同企業体に関する要件

- (ア) 各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業、他の共同企業体の構成員または協力事務所でないこと。
- (イ) 構成員は3者以下とし、その出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- (ウ) 各構成員は、その分担業務毎に、担当技術者を配置するものとする。

##### イ すべての構成員に関する要件

上記(1)アからカに掲げる条件をすべて満たしていること。

##### ウ 代表構成員に関する要件

- (ア) 上記(1)キに掲げる条件を満たしている者であること。
- (イ) その他の構成員の出資比率を上回ること。
- (ウ) 管理技術者を配置すること。

##### エ 配置予定技術者に関する要件 上記(1)クに同じ。

## 5 参加表明書等の提出について

### (1) 参加表明書等の提出方法

## ア 提出方法

郵送（簡易書留郵便）、宅配便（信書を送れるものに限る）または持参により提出すること。（提出期限内に必着のこと。）

## イ 提出書類

- (ア) 参加表明書兼誓約書（様式1）
- (イ) 資格要件書（様式2）
- (ウ) 事務所の業務実績（様式3）
- (エ) 管理技術者の経歴等（様式4）
- (オ) 業務の実施方針（様式5）
- (カ) 整備に対する考え方（様式6）

## ウ 添付書類

- (ア) 委任状（本店以外の支店等から参加する場合）
- (イ) 登記事項証明書の写しおよび定款
- (ウ) 建築士事務所登録証明書の写し
- (エ) 設計共同企業体協定書の写し（単体企業による参加の場合は不要。協定書については、別添参考様式をもとに作成すること。）
- (オ) 役職員名簿（設計共同企業体により参加の場合は、構成員毎に作成すること。）
- (カ) 納税関係証明書（未納の税額がないことの証明書）の写し
  - ① 国 税：法人税、消費税及び地方消費税（その3の3）
  - ② 都道府県税：法人都道府県民税、法人事業税
  - ③ 市町村税：法人市町村民税、固定資産税

注1：「令和2年度守山市建設工事請負業者等受付名簿」に登録がある者については、添付書類の提出は不要とする。ただし、設計共同企業体により参加する場合は(エ)を提出すること。

注2：登記事項証明書、建築士事務所登録証明書および納税関係証明書の各写しについては、本プロポーザル手続開始の公告をした日の前日において発行後3か月以内のものに限る。

注3：納税関係証明書について

- ・国税については、免税業者の方についても提出すること。
- ・本店以外の支店等から参加する場合は、本店および支店等の両方の証明書を提出すること。
- ・設計共同企業体により参加する場合は、すべての構成員の証明書を提出すること。
- ・証明書を発行する公共団体において、完納証明書等（未納の税額がないこと）の書式発行がない場合は、直近年度分の納税証明書を提出すること。

エ 提出期限 令和2年8月27日（木曜日）午後5時まで

オ 提出部数 ・参加表明書兼誓約書（様式1）、資格要件書（様式2）、事務所の業務実績（様式3）、管理技術者の経歴等（様式4）、業務の実施方針（様式5）、整備に対する考え方（様式6）

正本1部、副本10部（写し）

・添付書類

正本1部（左上ステープラ綴じ）

(2) 提出先

上記3(4)に記載の事務局に同じ。

(3) 参加表明書等の作成および記載上の留意事項

ア 参加表明書等の作成方法

参加表明書等の様式は、別添の様式1から様式6に示すとおりとする。

イ 同一企業の本社および支店を含め、重複申請は認めない。

ウ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

エ 参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書兼誓約書 (様式1)	・本プロポーザルに参加する者は、住所、商号または名称および代表者役職名・氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。 ・設計共同企業体（以下「設計JV」という。）として参加する場合は、設計JV名と、代表構成員およびその他の構成員全ての住所、商号または名称および代表者役職名・氏名を記載し、社印及び代表者印を押印する。記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載する。 ・参加表明書兼誓約書の作成者の氏名、連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を記載する。



<p>資格要件書 (様式 2) ※資格要件は公 告文に記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出者の建築士事務所登録の状況を記載する。</li> <li>・ 設計 JV で応募する場合は提出者欄に代表構成員の情報を記載する。</li> <li>・ 事務所の保有する、平成 22 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに完了した建築物に係る設計業務実績について一つを記載する。</li> <li>・ 設計 JV としての業務実績 (代表構成員としての実績に限る) については、協定書の写しを添付する。</li> <li>・ PFI 事業としての実績については、発注者欄に事業主体および設計委託契約発注者を記載する。</li> <li>・ 実績が確認できる資料を添付する。</li> </ul>
<p>事務所の業務実績 (様式 3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単体企業または設計 JV の構成員が、平成 22 年 4 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日までに、次の建築物の新築、増築、改築の設計業務 (基本設計のみの業務および意図伝達業務を除く。) を元請 (設計 JV の代表構成員としての実績または PFI 事業の構成員としての実績を含む。) として受託し、完了した実績を記載する。(日本国内に限る。) 設計 JV としての業務実績は、協定書の写しを添付する。</li> </ul> <p>業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「遺構展示施設」: 遺構の保存を図り、遺構を直接展示あるいは遺構の直上にレプリカを作成し、遺構をリアルに展示する施設をいう。</li> <li>・ 「映像展示 (AR・VR・MR) 施設) の映像展示」: 文化庁文化財部伝統文化課が作成した「文化財の観光活用に向けた VR 等の制作・運用ガイドライン (平成 29 年度版) 平成 30 年 2 月刊」による。</li> </ul>
<p>管理技術者の経歴等 (様式 4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一級建築士の資格について記載し、その証跡の写しを添付する。</li> <li>・ 業務実績は、公告日前日までに次の設計業務が完了した直近のものを記載する。</li> </ul> <p>業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「遺構展示施設」: 遺構の保存を図り、遺構を直接展示あるいは遺構の直上にレプリカを作成し、遺構をリアルに展示する施設をいう。</li> <li>・ 「映像展示 (AR・VR・MR) 施設) の映像展示」: 文化庁文化財部伝統文化課が作成した「文化財の観光活用に向けた VR 等の制作・運用ガイドライン (平成 29 年度版) 平成 30 年 2 月刊」による。</li> </ul>

<p>業務の実施方針等 (様式5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本設計業務にあたっての実施方針、実施フローおよび工程表について、A3版・横づかいで片面1枚に記載する。</li> <li>・実施方針には、下記2点を簡潔に記載する。</li> </ul> <p>① 実施設計業務への取組体制、設計チーム構成の特徴、各技術者の特徴において本計画を踏まえ特に重視する配慮事項、その他業務上の配慮事項等。</p> <p>② 実施設計業務における工程管理方法</p>
<p>整備に関する考え方 (様式6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢遺跡の重要性、歴史的価値に関する理解度、および保存・活用を進めるにあたっての整備に対する考え方、実施設計業務におけるコストマネジメントの方法等について、基本計画等を熟読のうえ記載する。</li> <li>・正本はA2版・横づかいで片面1枚とし、副本はA3判に縮小し10部提出する。レイアウトは自由とする。ただし、提案者を特定できる表現（事務所名やロゴなど）を記載しない。パネル化は不要とする。</li> <li>・別途、PDFデータを保存したCD-Rを1枚提出する。</li> <li>・概念図、図表、写真を用いることは支障がない。</li> </ul>

## 6 技術提案書等の提出について

### (1) 技術提案書等の提出方法

#### ア 提出方法

郵送（簡易書留郵便）、宅配便（信書で送れるものに限る）または持参により提出すること。（提出期限内に必着のこと。）

#### イ 提出書類

- (ア) 技術提案書等提出書（様式7）
- (イ) 特定テーマに対する技術提案書（様式8）
- (ウ) 見積書（様式9）

#### ウ 提出期限

令和2年9月25日（金曜日）午後5時まで

#### エ 提出部数

正本1部、副本10部（左上ステープラ綴じ）とする。

### (2) 提出先

上記3(4)に記載の事務局に同じ。

### (3) 技術提案を求めるテーマ（特定テーマ）

技術提案を求めるテーマは以下のア～エとする。

- ア 特定テーマ①：地下遺構の保存を図る基礎構造  
建物の基礎構造は、施設の地下に存在する方形区画内の大型建物等を確実に保存する提案を行うこと。
- イ 特定テーマ②：良好な景観と環境整備等に係る技術提案  
遺跡や遺構を見せる施設としてふさわしい外観とデザインとし、景観的にも違和感のない施設を提案すること。  
史跡地は住宅街に囲まれている現状にあることから、周辺の住宅地に対して視覚的にも配慮した施設を提案すること。
- ウ 特定テーマ③：地域の交流をはぐくむ場
- ・地域住民・市民が交流をはぐくむ施設とするため、多目的に使用できるスペースを配置する。
  - ・各種団体等と協働、連携し、体験学習や研修講座、企画会議や学校教育と連動した事業を展開できるスペースとする。
  - ・歴史や文化財に関心をもつ来訪者だけではなく、関心のない一般の市民の方が施設に立ち寄り易い交流スペースを提案すること。
- エ 特定テーマ④：方形区画の中の大型建物群等をリアルに伝える展示
- ・施設内部の床下に大型建物（SB-1 柱穴）のレプリカ模型の展示を行い、強化ガラスを張り、伊勢遺跡の特徴である大型高床建物の大きさが現地で実感できる展示を行う。
  - ・伊勢遺跡の大型建物のスケールをより実感させるため、レプリカ模型と連携するなか、柱の原寸大模型の部分展示や、効果的な映像設備（AR・VR・MR）、その他 の手法を用いて展示計画を提案すること。
  - ・大型建物（SB-1 柱穴）のレプリカ模型の展示スペースを提案すること。
  - ・遺構展示施設の外周ラインの一部と方形区画の柵を一体とし、大型建物が方形区画の中に配置されていることが感じられるよう柵の復元展示を行う。柵は安全管理の観点から、エントランスから視界を遮らない仕様とするとともに、奥行きのある遺跡の広がりを感じられるよう提案すること。
  - ・A 地区から B 地区、C 地区へ至る効果的な誘導動線を再検討し、その中での遺構展示施設の役割を明確化した提案を行うこと。
- オ 特定テーマ⑤：事業コストマネジメント、工程計画および適切な施工計画についての技術的方策
- ・建築コストの動向が不安定な状況下、また、史跡内の建築工事という条件のなかで、予算の範囲内および工期内での事業を完了するためのコストマネジメントや適切な配置、構法、設計計画についての具体的な技術提案。

※上記の各提案にあたっては別添資料を熟読のこと。

(4) 技術提案書等の作成および記載上の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
技術提案書等 提出書 (様式7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本プロポーザルに参加する者は、住所、商号または名称および代表者役職名・氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。</li> <li>・設計共同企業体（以下「設計JV」という。）として参加する場合は、設計JV名と、代表構成員およびその他の構成員全ての住所、商号または名称および代表者役職名・氏名を記載し、社印及び代表者印を押印する。記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載する。</li> <li>・技術提案書の作成者の氏名、連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を記載する。</li> </ul>
特定テーマに 対する技術提 案 (様式8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定テーマ（ア～オ）について記載するものとする。</li> <li>・概念図、概略プラン、内観・外観パース、図表、写真などを用いて提案すること。ただし詳細設計でないこと。</li> <li>・記載できる枚数は2枚までとする。</li> <li>・各テーマの記載配分、配置は任意とする。</li> <li>・A3版・横づかいとする。</li> <li>・別途、PDFデータを保存したCD-Rを1枚提出する。</li> <li>・様式については、一般公開することに留意する。また、事務所がわからないよう、事務所名やロゴなどの特定できる表現を記載しない。</li> </ul>
見積書 (様式9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査の結果、契約予定者と特定された場合は、本見積書に記載された金額が契約金額となることから、本要項、「守山市建築設計委託業務共通仕様書」および「設計委託業務特記仕様書」を前提に、技術提案書の内容を精査し、本設計業務に必要な額を見積ること。</li> </ul>

## 7 審査方法等について

### (1) 審査委員会

ア 本業務に係る審査委員会として、伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）整備に係るプロポーザル審査委員会を設置する。

イ 委員（敬称略）

氏名	所属・役職等
大橋 信弥	守山市文化財保護審議会委員、前県立安土城考古博物館学芸課長
忽那 裕樹	大阪市立大学客員教授
高瀬 要一	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所名誉研究員
北田 俊夫	NPO法人びわこ豊穰の郷顧問、伊勢遺跡保存会会長
松井 伸吾	守山市総務部施設整備室 室長

(2) 第一次審査（技術提案書等提出者の選定）

ア 第一次審査の方法

- (ア) 参加表明書等を提出した者について、資格要件および技術提案書等の提出者を選定するための評価基準に基づき、参加表明書等の提出書類について評価を行う。
- (イ) 評価点の高い者から5者程度を技術提案書等の提出者（第1次審査通過者）として選定した旨の通知を行うとともに、技術提案書等の提出要請書を送付する。

イ 第一次審査の評価基準

第一次審査の評価基準は別添資料伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）整備に係るプロポーザル評価基準（資料15）のとおりとする。

(3) 第二次審査（契約予定者等の特定）

ア 第二次審査の方法

- (ア) 技術提案書等を提出した者（第一次審査通過者）について、技術提案書等を特定するための評価基準に基づき、技術提案書等の提出書類、プレゼンテーションおよびヒアリングについて評価を行う。
- (イ) 評価点の最も高かった者を契約予定者として特定した旨の通知を行うものとする。
- (ウ) 契約予定者が契約できない場合は、評価点が次に高かった者から順に補欠契約予定者とし、補欠契約予定者を順に契約予定者とする。

イ 第二次審査の評価基準

第二次審査の評価基準は以下のとおりである。

**【第二次審査の評価基準】**

第二次審査の評価基準は別添資料伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）整備に係るプロポーザル評価基準（資料16）のとおりとする。

ウ 第二次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリング

第二次審査では、以下のとおりプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

- (ア) 実施場所：守山市内
- (イ) 実施日時：令和2年10月6日（火曜日）
- (ウ) 出席者は、管理技術者5名以内（パソコン等機材の操作者1名を含まない）とし、説明については、管理技術者を中心に行うこと。
- (エ) パソコンおよびプロジェクターを使用したプレゼンテーションとする。
- (オ) プレゼンテーション、ヒアリングおよび審査については非公開とする。
- (キ) プレゼンテーションおよびヒアリング時の追加資料は受理しない。場所、時間、その他プレゼンテーション詳細については、第一次審査通過者あてに別途通知する。

(4) 審査結果の通知

ア 第一次審査結果の通知

令和2年9月2日（水曜日）に書面により通知する。

イ 第二次審査結果の通知

令和2年10月13日（火曜日）に書面により通知する。

(5) 非特定理由に関する事項

ア 契約予定者等に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知する。なお、第一次審査の結果、技術提案書の提出を要請しなかった者についても本項に準じて取扱う。この場合は「特定」とあるものを「選定」と読み替える。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、守山市長に対し非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

エ 非特定理由の説明書請求の受付場所および受付時間は以下のとおりである。

(ア) 受付場所：上記3(4)に記載の事務局に同じ

(イ) 受付時間：午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

## 8 その他について

(1) 伊勢遺跡整備に係る史跡伊勢遺跡および市内遺跡の概要説明会

伊勢遺跡整備事業に係る理解向上のため、希望により説明会を開催する。

説明会に係る具体的な日程、方法は次の通りである。

ア 説明会日時 令和2年8月12日（水） 午後1時30分から

イ 説明会場所 守山市役所東棟三階大会議室

ウ 申し込み方法 説明会に参加を希望する者は、市のホームページより、説明会参加申込み書（様式11）のファイルを入手、必要事項を記入のうえ、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「伊勢遺跡整備に係る史跡伊勢遺跡および市内遺跡概要説明会参加申込（申請者名）」と明記すること。

エ 申し込み先 上記3(4)に記載の事務所に同じ。

オ 申し込み期間 令和2年8月5日（水）から8月11日（火）まで

カ 参加人数は1社当たり2名までとする。

(2) 実施要項の内容についての質問の受付および回答

ア 提出方法：本実施要項、様式および別添資料に関する質問について、様式10「質問書」に記載し、電子メールにより提出するものとする。

イ 受付部局：上記3(4)に記載の事務局に同じ。

ウ 受付期間：公告日から令和2年8月14日（金曜日）午後5時まで

エ 質問に対する回答：すべての質問および回答をとりまとめ、上記3(4)に記載の事務局のホームページに掲載する。

オ 質問の回答日：令和2年8月21日（金曜日）

(3) その他の留意事項

ア プロポーザルの参加に関する経費は、参加者の負担とする。

イ 参加表明書兼誓約書および技術提案書等（以下「提出書類」という。）に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止の措置を行うことがある。

ウ 提出書類は返却しない。また、様式7「特定テーマに対する技術提案書」については、一般に公開する。

なお、全ての提出書類は、守山市情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となる。

エ 提出書類の提出後において、原則として、提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書等に記載した技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの発注者の承諾を得なければならない。

オ 本実施要項中の期間等については、土曜日、日曜日および祝日を除く。また、時間帯については、正午から午後1時までの時間帯を除く。

カ 契約書作成の要否 要

キ 支払い条件

実施設計の各業務完了時において、契約書に記載するそれぞれの金額を上限として支払うものとする。

ク 履行期限の詳細は設計委託業務特記仕様書による。

以 上